

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月27日
【報告者の氏名又は名称】	QAON合同会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービルディング
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービルディング
【電話番号】	03-6402-6970
【事務連絡者氏名】	法務担当 三輪 健志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	QAON合同会社 (東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、QAON合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ビットアイルをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社ビットアイル

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

- ① 普通株式
- ② 新株予約権(下記の表に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます(注1)。)

下記の対象者の会議の開催日及び決議日		左記の対象者の会議の決議に基づいて発行された新株予約権の名称
定時株主総会	取締役会	
平成18年10月26日	平成18年12月12日	第5回新株予約権
	平成19年9月12日	第6回新株予約権
—	平成20年12月9日	第7回Bプラン新株予約権
		第7回Cプラン新株予約権
	平成22年2月2日	第8回Bプラン新株予約権
		第8回Cプラン新株予約権
	平成22年12月21日	第9回Aプラン新株予約権
		第9回Bプラン新株予約権
		第9回Cプラン新株予約権
	平成23年12月5日	第10回Aプラン新株予約権
		第10回Bプラン新株予約権
		第10回Cプラン新株予約権
	平成24年12月4日	第11回Aプラン新株予約権
		第11回Bプラン新株予約権
		第11回Cプラン新株予約権
	平成25年12月3日	第12回Aプラン新株予約権
		第12回Bプラン新株予約権
		第12回Cプラン新株予約権
	平成27年3月17日	第13回Aプラン新株予約権
		第13回Bプラン新株予約権
		第13回Cプラン新株予約権

- (注1) 対象者が平成26年10月28日に提出した第15期有価証券報告書(以下「対象者第15期有価証券報告書」といいます。))によると、平成17年3月9日開催の対象者の株主総会の特別決議に基づいて発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。))86個(平成26年9月30日現在の目的となる対象者の普通株式の数:172,000株)、平成20年12月9日開催の対象者の取締役会決議に基づいて発行された第7回Aプラン新株予約権(以下「第7回Aプラン新株予約権」といいます。))105個(平成26年9月30日現在の目的となる対象者の普通株式の数:21,000株)及び平成22年2月2日開催の対象者の取締役会決議に基づいて発行された第8回Aプラン新株予約権(以下「第8回Aプラン新株予約権」といいます。))57個(平成26年9月30日現在の目的となる対象者の普通株式の数:11,400株)(以下第7回Aプラン新株予約権及び第8回Aプラン新株予約権を総称して「行使完了新株予約権」といいます。))が存在する旨の記載がありますが、第3回新株予約権は平成27年3月9日の権利行使期間の満了をもって消滅し、行使完了新株予約権は本公開買付けに係る公開買付届出書提出日(平成27年9月9日)までに全て行使され消滅しておりますので、本公開買付けによる買付け等の対象になっておりません。一方で、対象者第15期有価証券報告書の提出後、上記の表に記載のとおり対象者は平成27年3月17日開催の対象者の取締役会決議に基づいて第13回Aプラン新株予約権、第13回Bプラン新株予約権及び第13回Cプラン新株予約権を発行しており、これらは本公開買付けによる買付け等の対象に含まれております。従いまして、本新株予約権には、対象者第15期有価証券報告書に記載された第3回新株予約権、行使完了新株予約権である第7回Aプラン新株予約権及び第8回Aプラン新株予約権は含まれておりませんが、対象者第15期有価証券報告書に記載されていない第13回Aプラン新株予約権、第13回Bプラン新株予約権及び第13回Cプラン新株予約権は含まれることになります。

- (注2) 対象者によると本新株予約権はいずれも、ストックオプションとして、対象者又は子会社の役員又は従業員に対して発行されたものとのことです。

(3) 【公開買付期間】

平成27年9月9日(水曜日)から平成27年10月26日(月曜日)まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(24,633,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(35,777,028株)が買付予定数の下限(24,633,500株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年10月27日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	34,642,128 (株)	34,642,128 (株)
新株予約権証券	1,134,900	1,134,900
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	35,777,028	35,777,028
(潜在株券等の数の合計)	(1,134,900)	(1,134,900)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	357,770
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	11,349
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年1月31日現在)(個)(g)	352,677
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)(\%)$	96.83

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年1月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成27年6月11日に提出した第16期第3四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。

ただし、単元未満株式を含む対象者株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①対象者が平成27年9月8日に公表した「平成27年7月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成27年7月31日現在の対象者の発行済株式総数(36,002,000株)に、②対象者第15期有価証券報告書に記載された平成26年9月30日現在の本新株予約権9,050個の目的となる対象者株式の数(1,444,700株)に同日から平成27年7月31日までの変動1,820個の目的となる対象者株式の数(103,400株)(注2)を反映した数(本新株予約権の数:10,870個、目的となる対象者株式の数:1,548,100株)を加算し、③対象者決算短信に記載された対象者が平成27年7月31日現在所有する自己株式数(600,000株)を控除した株式数(36,950,100株)に係る議決権の数である369,501個を分母として計算しています。

(注2) 対象者によると、対象者第15期有価証券報告書の提出後、対象者は第13回Aプラン新株予約権、第13回Bプラン新株予約権及び第13回Cプラン新株予約権を発行し合計3,012個(目的となる対象者株式の数301,200株)の新株予約権が増加したのに対し、行使又は消却により合計1,192個(目的となる対象者株式の数197,800株)の新株予約権が減少し差引1,820個(目的となる対象者株式の数103,400株)の新株予約権が増加しているとのこと。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。